

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 2 9 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障 害 福 祉 課  
精 神 ・ 障 害 保 健 課

自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・  
障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務におけ  
る年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）における年金関係の情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）の開始に向けた今後のスケジュールについて、地方公共団体等から機構等への情報照会は、現時点の想定として、「平成 31 年 6 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行」する予定である旨、関係府省社会保障・税番号制度主管課に周知されているところです。

今般、「年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報照会機関における必要な準備について（依頼）」（平成 31 年 3 月 4 日付け事務連絡）（別添 1）の連絡を受け、今後実施予定の情報連携試験等及び機構等への情報照会事務の試行運用の実施に向けた準備等に活用いただくため、「自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）の案を別紙にまとめましたので、都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくとともに、機構等への情報照会事務の準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

また、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル」（別添 2～6）及び「計算ツール」（別添 7）についても合わせて送付しますので、情報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、情報照会マニュアル、計算ツールの内容につきましては、皆様方のご意見を踏まえて内容の見直しを行い、試行運用開始日等の連絡と合わせて、正式版を送付する予定であります。情報照会マニュアル、計算ツールへのご意見がございましたら、別紙 ご意見票にご記入いただき、以下の照会先までメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

(照会先)  
社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 企画法令係  
TEL:03-5253-1111 (内線 3148)  
E-mail: hourei-shougai@mahlw.go.jp

精神・障害保健課 自立支援医療係  
TEL:03-5253-1111 (内線 3057)  
E-mail: jiritsuiryoku@mahlw.go.jp

政策統括官付情報化担当参事官室  
TEL:03-5253-1111 (内線 7678, 7672)  
E-mail: my-number@mahlw.go.jp

自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（情報照会マニュアル）

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

(1) 年金関係情報に情報照会を行う事務手続

自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務において年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおり。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
52 国民年金法 その他の法令による給付の支給に関する情報	84-172	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本年金機構への照会）
	84-173	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（国家公務員共済組合連合会への照会）
	84-174	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	84-175	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	84-180	自立支援医療費の支給認定（日本年金機構への照会）
	84-183	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
	84-186	自立支援医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	84-189	自立支援医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	84-181	自立支援医療費の支給認定の変更（日本年金機構への照会）

	84-184	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）
	84-187	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	84-190	自立支援医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	84-182	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本年金機構への照会）
	84-185	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合連合会への照会）
	84-188	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	84-191	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
85 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報  ※平成30年5月17日付け事務連絡「特定個人情報85番の情報連携に関する取扱いについて」のとおり、平成32年7月又は年金関係情報連携開始日のいずれか遅い日	7-172	障害児入所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）
	7-173	障害児入所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）
	7-174	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	7-175	障害児入所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）
	8-100	肢体不自由児通所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）
8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	

までは情報連携を行わない。	8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
---------------	-------	--------------------------------------

【照会条件】 時点指定（日）、範囲指定（日）

## （２）基本的な事務の考え方

市町村民税非課税世帯における自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費の利用者負担額（低所得１及び２）の算定に当たっては、自立支援医療、療養介護医療、基準該当療養介護医療、障害児入所医療及び肢体不自由児通所医療（以下、５つをまとめて「対象給付サービス」という。）を受ける日の属する前年（対象給付サービスを受ける日が１月～６月である場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等収入額、合計所得金額及び国民年金法令に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付（以下、「非課税年金」という。）を合計した金額が８０万円以下であることを確認する必要がある。課税証明書等により、対象者の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が８０万円に満たない場合には、機構等に照会をかけて、受給した非課税年金等の額を確認する必要がある。

## ２．年金関係情報の基本的な確認方法

(1) 情報照会で取得する年金関係情報のデータ項目について（「日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「年金マニュアル」という。）P23～ 参照）

情報連携によって取得できる年金給付関係情報は、「年金基本情報」及び「年金基本額情報」の２つの項目に大別される。このうち、「年金基本情報」では年金の受給権に関する情報が表示され、「年金基本額情報」では、年金額の決定又は改定がなされた際の支給開始年月日から１年間に受給できる年金額に関する情報（年金支給額情報）が表示されることとなっている。

(2) 照会条件の設定について（年金マニュアルP58～63 参照）

前年の年金受給額を確認するに当たっては、情報照会の際に照会条件の設定（日付範囲指定）を行うこととなるが、「確認対象期間（前年の１月～１２月。対象給付サービスを受ける日が１月～６月である場合にあっては、前々年。）の始期の属する年度の４月１日」を範囲指定の始期として、「確認対象期間の終期」を範囲指定の終期として、それぞれ設定されたい。

これは、年金支給額情報において、年金額の改定が行われる「４月１日」が「年金支給開始年月日」として表示されるケースが多く想定され、確認対象期

間中の4月1日を範囲指定の始期として情報照会を行っても、前年の年金受給額全体を確認することができない場合があるためである。

※ 例①) 平成30年4月に申請があった場合

確認対象期間：平成28年1月～12月

⇒ 範囲指定：平成27年4月1日～平成28年12月31日

例②) 平成30年7月に申請があった場合

確認対象期間：平成29年1月～12月

⇒ 範囲指定：平成28年4月1日～平成29年12月31日

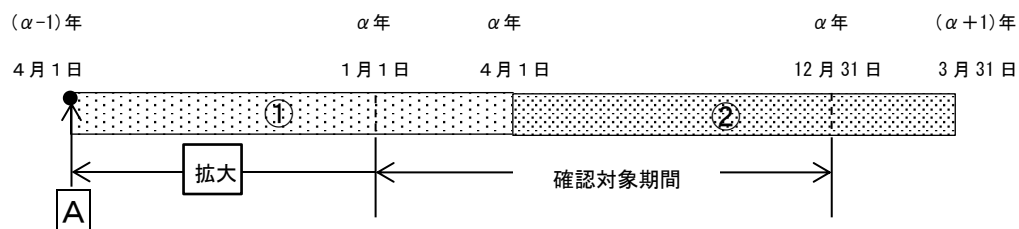
#### (補足) 照会条件の設定についての考え方

・例えば、毎年4月1日に行われる額改定以外に年金額に変動がなかったとすると、確認対象期間が前年の1月～12月であることを踏まえ、確認対象事務手続では、以下2つの年金支給額情報を確認する必要がある。(以下では確認対象期間が「 $\alpha$ 年1月～12月」であるとする。)

①  $\alpha$ 年4月1日の額改定より前の年金支給額情報(これにより、 $\alpha$ 年1月1日から $\alpha$ 年3月31日の年金額を得る)

②  $\alpha$ 年4月1日の額改定以降の年金支給額情報(これにより、 $\alpha$ 年4月1日から $\alpha$ 年12月31日の年金額を得る)

・照会条件の設定(日付範囲指定)をして情報照会を行うと、指定した範囲における、年金額の決定又は改定を行った年月日(年金支給開始年月日)に係る年金支給額情報のデータが全て抽出されるが、年金支給額情報①を表示させるためには、年金支給額情報①における年金支給開始年月日(A)が情報照会の範囲に含まれるよう、照会条件の範囲を拡大する必要がある。



確認対象期間： $\alpha$ 年1月～12月⇒範囲指定：( $\alpha-1$ )年4月1日～ $\alpha$ 年12月31日

(3) 年金受給額の算定方法について（年金マニュアルP72～参照）

年金受給額を算定する際は、確認対象期間が $\alpha$ 年1月1日～ $\alpha$ 年12月31日の場合、 $(\alpha - 1)$ 年4月1日～ $\alpha$ 年12月31日を範囲指定して照会することになるが、この期間において年金額の変更があると、複数の年金支給額情報が存在することになる。このとき、年金支給額情報は年額の情報であるため、確認対象期間の年金受給額を算定するためには、複数の年金支給額情報から必要な月数分の年金額を抽出し、それらを合計することとなる。

例えば、4月1日の額改定以外で年金額に変動がなかった場合には、「 $\alpha$ 年1月1日から $\alpha$ 年3月31日の年金支給額」と「 $\alpha$ 年4月1日から $\alpha$ 年12月31日の年金支給額」を確認することになるが、この場合、年金受給額の算定方法は以下のとおりとなる。

$$\text{年金受給額} = \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{年} 1 \text{月} 1 \text{日} \text{から} \alpha \text{年} 3 \\ \text{月} 31 \text{日} \text{の} \text{年} \text{金} \text{支} \text{給} \text{額} \\ (\alpha \text{年} 4 \text{月} 1 \text{日} \text{の} \text{額} \text{改} \text{定} \\ \text{よ} \text{り} \text{前} \text{の} \text{年} \text{金} \text{支} \text{給} \text{額} \text{情} \text{報} \\ \div 12 \times 3) (\text{※}) \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \alpha \text{年} 4 \text{月} 1 \text{日} \text{から} \alpha \text{年} 12 \\ \text{月} 31 \text{日} \text{の} \text{年} \text{金} \text{支} \text{給} \text{額} \\ (\alpha \text{年} 4 \text{月} 1 \text{日} \text{の} \text{額} \text{改} \text{定} \\ \text{以} \text{降} \text{の} \text{年} \text{金} \text{支} \text{給} \text{額} \text{情} \text{報} \times \\ \div 12 \times 9) (\text{※}) \end{array} \right]$$

※ 年金支給額を12で除した際に、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※ なお、確認対象期間において、障害年金と遺族年金を併給している場合には、それぞれの受給額を上記の算定方法に倣い計算の上、合算が必要となることに留意すること。

(4) 共済組合等への情報照会について

申請者においては、日本年金機構が支給する年金に加え、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下、「共済組合等」という）のいずれかもしくは複数の実施機関が支給している年金を受給している場合がある。

このとき、申請者から共済組合等が支給している障害年金を受給しているとの申告があった場合には、年金を支給しているそれぞれの実施機関（以下の表に示す9つの実施機関）のうち、どの実施機関から受給しているか確認の上で情報照会する必要がある。また、申請者が複数の実施機関から受給している場合、それぞれの年金支給額情報から必要な月数分の年金額を抽出し、それらを合計することとなる。特に、地方公務員共済組合については、6つの実施機関が各々データ管理を行っていることに留意が必要。（年金マニュアルP110～）

機関コード	年金実施機関名称
0710470000001700	日本年金機構
0510180000001700	国家公務員共済組合連合会
0210480000001700	地方職員共済組合
0210480000101700	地方職員共済組合団体共済部
0210480000201700	公立学校共済組合
0210480000301700	警察共済組合
0210480000401700	東京都職員共済組合
0210480000501700	全国市町村職員共済組合連合会
0610070000001700	日本私立学校振興・共済事業団

(5) 障害手当金、特別障害給付金情報への情報照会について

申請者から国民年金法に基づく障害手当金、特別障害給付金を受給しているとの申告があった場合には、機構に対し情報照会を行う必要がある。

なお、障害手当金は、一時金の類であり、月額や年額、基本額等の概念はないため、確認対象期間における「障害手当金支給額情報」の金額を確認する。

また、特別障害給付金情報は、年金基本額情報とは異なり、年額ではなく月を単位として支払われるため、確認対象期間における各月の「基本月額」のデータ項目を情報照会し、給付額を足し合わせて計算する必要がある。(年金マニュアルP44~46、68~69)

3. 具体的な年金受給額の確認方法について

確認対象期間において、4月1日の額改定以外で年金額に変動があった場合及び共済組合等から年金を受給している場合について、例として、以下5つの年金受給状況を想定し、年金受給額の算定方法を示すので、参考とされたい。

【年金受給状況の例1】

- ・2016年4月から障害基礎年金（国民年金）支給開始
- ・2017年4月から年金額が改定
- ・2017年10月から障害基礎年金（国民年金）の一部が支給停止
- ・2018年10月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・確認対象期間は2017年1月1日～2017年12月31日とする。この場合、範囲指定の期間は2016年4月1日～2017年12月31日となる。



(情報照会結果の画面のイメージ)

新法障害基礎年金情報	
年金の種類(☑年金コード)	1350
受給権発生年月日	2009-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-10-01
年金支給停止情報	122400
年金支給額情報	603600
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止情報	0
年金支給額情報	726000
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止情報	0
年金支給額情報	723360

<手計算で行う場合>

(手順1) この場合、上図のようにA【2016年4月～2017年3月】、B【2017年4月～2017年9月】、C【2017年10月～2017年12月】の3セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間  
⇒ 723,360円/年/12か月×3か月・・・a
- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年9月】の6か月間  
⇒ 726,000円/年/12か月×6か月・・・b

- ・ Cの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年10月～2017年12月】の3か月間

⇒ 603,600円/年／12か月×3か月・・・c

- ※ 「年金支給停止額情報」が表示されている場合でも、「年金支給額情報」は当該停止額を反映した金額が表示されるため、「年金支給額情報」にある金額をそのまま用いること。

(手順3)  $a+b+c=694,740$ 円

- ※ 障害年金に加えて遺族年金を受給している場合は、最後に合算すること。

<計算ツールを用いる場合>  
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続き名)  
 管理番号 : 98-6  
 事務手続き名 : 特定医療費の支給認定

2. 計算対象とする年  
 計算対象年 : 2017 (西暦: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類  
 年金の種類 (年金コード) : 1350

4. 情報照会結果の入力  
 国民年金 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 受給権失権 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 年月日 : 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 予備-2 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給 開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2016	4月 1日	723,360			60,280	0	0	0	60,280	
	5月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	6月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	7月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	8月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	9月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	10月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	11月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	12月 1日				60,280	0	0	0	60,280	
	2017	1月 1日				60,280	0	0	0	60,280
		2月 1日				60,280	0	0	0	60,280
		3月 1日				60,280	0	0	0	60,280
4月 1日		726,000			60,500	0	0	0	60,500	
5月 1日					60,500	0	0	0	60,500	
6月 1日					60,500	0	0	0	60,500	
7月 1日					60,500	0	0	0	60,500	
8月 1日					60,500	0	0	0	60,500	
9月 1日					60,500	0	0	0	60,500	
10月 1日		603,600			50,300	0	0	0	50,300	
11月 1日					50,300	0	0	0	50,300	
12月 1日					50,300	0	0	0	50,300	

5. 年間支給額の算出

国民年金  
 2017年 1月~12月 694,740 (受給権失権情報) 無  
 (※ 694,740 - (受給権失権情報) 0 = 694,740)

厚生年金  
 2017年 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-1  
 2017年 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-2  
 2017年 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 694,740円

- (手順1) 「1. 対象手続き (事務手続名)」を入力 (任意) の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する (例1では2017)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年 (西暦) が表示される。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力する (任意)。
- (手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行う。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出される (例1では失権はなし)。
- (手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力する。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとする。(例1では、2016年4月1日に723,360円、2017年4月1日に726,000円、2017年10月1日に603,600円と入力)
- (手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力される。(例1の算定金額は694,740円と出力される)

**【年金受給状況の例2】**

- ・ 2015年4月から障害基礎年金（国民年金）支給開始
- ・ 2016年4月から障害基礎年金（国民年金）支給額が改定し、一部支給停止
- ・ 2016年10月から障害厚生年金支給開始
- ・ 2018年4月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2016年1月1日～2016年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2015年4月1日～2016年12月31日となる。

(情報照会結果の画面のイメージ)

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類☑年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2015-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2016-09-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-10-01
年金支給停止額情報 (国民年金)	36000
年金支給額情報 (国民年金) <b>C</b>	360000
年金支給停止額情報 (厚生年金)	0
年金支給額情報 (厚生年金)	480000
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報 (国民年金)	36000
年金支給額情報 (国民年金) <b>B</b>	360000
年金支給停止額情報 (厚生年金)	0
年金支給額情報 (厚生年金)	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-04-01
年金支給停止額情報 (国民年金)	0
年金支給額情報 (国民年金) <b>A</b>	384000
年金支給停止額情報 (厚生年金)	0
年金支給額情報 (厚生年金)	0

<手計算で行う場合>

(手順1) この場合、上図のようにA【2015年4月～2016年3月】、B【2016年4月～2016年9月】、C【2016年10月～2016年12月】の3セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2) 確認対象期間【2016年1月～2016年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間

⇒ (国民年金) 384,000円/年/12か月×3か月・・・a

- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年9月】の6か月間

⇒ (国民年金) 360,000円/年/12か月×6か月・・・b

※ 「年金支給停止額情報」が表示されている場合でも、「年金支給額情報」は当該停止額を反映した金額が表示されるため、「年金支給額情報」にある金額をそのまま用いること。

- ・ Cの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年10月～2016年12月】の3か月間

⇒ (国民年金) 360,000円/年/12か月×3か月・・・c

(厚生年金) 480,000円/年/12か月×3か月・・・d

(手順3)  $a+b+c+d = \boxed{486,000 \text{円}}$

※ 障害年金に加えて遺族年金を受給している場合は、最後に合算すること。

<計算ツールを用いる場合>  
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続名)  
 管理番号 : 98-6  
 事務手続名 : 特定医療費の支給認定

2. 計算対象とする年  
 計算対象年 : 2016 (西暦: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類  
 年金の種類 (年金コード) : 1350

4. 情報照会結果の入力  
 国民年金 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 受給権失権 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 年月日 : 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 予備-2 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給 開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2015	4月 1日	384,000			32,000	0	0	0	32,000	
	5月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	6月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	7月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	8月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	9月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	10月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	11月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	12月 1日				32,000	0	0	0	32,000	
	2016	1月 1日				32,000	0	0	0	32,000
		2月 1日				32,000	0	0	0	32,000
		3月 1日				32,000	0	0	0	32,000
4月 1日		360,000			30,000	0	0	0	30,000	
5月 1日					30,000	0	0	0	30,000	
6月 1日					30,000	0	0	0	30,000	
7月 1日					30,000	0	0	0	30,000	
8月 1日					30,000	0	0	0	30,000	
9月 1日					30,000	0	0	0	30,000	
10月 1日		360,000	480,000		30,000	40,000	0	0	70,000	
11月 1日					30,000	40,000	0	0	70,000	
12月 1日					30,000	40,000	0	0	70,000	

5. 年間支給額の算出

国民年金  
 2016年 1月~12月 366,000 (受給権失権情報) 無  
 (※ 366,000 - (受給権失権情報) 0 = 366,000)

厚生年金  
 2016年 1月~12月 120,000 (受給権失権情報) 無  
 (※ 120,000 - (受給権失権情報) 0 = 120,000)

予備-1  
 2016年 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-2  
 2016年 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 486,000円



- (手順1) 「1. 対象手続き (事務手続名)」を入力 (任意) の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する (例2では2016)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年 (西暦) が表示される。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力する (任意)。
- (手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行う。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出される (例2では失権はなし)。
- (手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力する。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとする。(例2では、年金支給額情報 (国民年金) の列において、2015年4月1日に384,000円、2016年4月1日に360,000円、2016年10月1日に360,000円と入力し、年金支給額情報 (厚生年金) の列において、2016年10月1日に480,000円と入力する)
- (手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力される。(例2の算定金額は486,000円と出力される)

【年金受給状況の例3】申請者が機構及び共済組合から年金を受給しているケース

- ・ 2015年11月から障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金及び障害共済年金（経過的職域加算）支給開始
- ・ 2018年4月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2016年1月1日～2016年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2015年4月1日～2016年12月31日となる。

（情報照会結果の画面のイメージ：日本年金機構への照会結果）

年金給付記録情報		
年金給付情報		
新法障害基礎年金・障害厚生年金情報		
年金の種類【年金コード】		1350
年金基本情報		
受給年金制度情報		国民年金
受給権発生年月日		2015-10-05
受給権失権年月日		ReasonOfNull
障害等級コード		2
年金基本額情報		
年金支給開始年月日		2016-04-01
年金支給停止額情報(国民年金)	B	0
年金支給額情報(国民年金)		780100
年金支給停止額情報(厚生年金)		0
年金支給額情報(厚生年金)		0
年金基本額情報		
年金支給開始年月日		2015-11-01
年金支給停止額情報(国民年金)	A	0
年金支給額情報(国民年金)		780100
年金支給停止額情報(厚生年金)		0
年金支給額情報(厚生年金)		0

<手計算で行う場合>

（手順1-1）上図のようにA【2015年11月～2016年3月】、B【2016年4月～2016年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示される。

（手順2-1）確認対象期間【2016年1月～2016年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間

⇒（国民年金）780,100円/年／12か月×3か月・・・a

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。（例：780100÷12=65008.3333・・・≒65008）

- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年12月】の9か月間  
⇒ (国民年金) 780,100円/年/12か月×9か月・・・b

(手順3-1)  $a+b=780,096$ 円

(次頁は情報照会結果の画面のイメージ: 国家公務員共済組合連合会への照会結果)

年金給付情報（国共済）	
新法厚生年金情報	
新法障害厚生年金情報	
年金の種類（年金コード）	1320
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2015-10-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
配偶者加給年金額情報	B
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	585100
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-11-01
配偶者加給年金額情報	A
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	585100
共済年金	
障害共済年金情報	
年金の種類（年金コード）	1370
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	共済年金
受給権発生年月日	2015-10-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報	D
基本年金額情報	107592
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-11-01
年金支給停止額情報	C
基本年金額情報	107592

(手順1-2) 上図のようにA・C【2015年11月～2016年3月】、B・D【2016年4月～2016年12月】の4セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2-2) 確認対象期間【2016年1月～2016年12月】のうち、

・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間

⇒ (障害厚生年金) 585,100円/年/12か月×3か月・・・a

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(例:  $585100 \div 12 = 48758.3333 \dots \approx 48758$ )

・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年12月】の9か月間

⇒ (障害厚生年金) 585,100円/年/12か月×9か月・・・b

・ Cの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間

⇒ (障害共済年金) 107,592円/年/12か月×3か月・・・c

・ Dの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年12月】の9か月間

⇒ (障害共済年金) 107,592円/年/12か月×9か月・・・d

(手順3-2)  $a+b+c+d = \boxed{692,688 \text{円}}$

(手順4) (手順3-1) 及び (手順3-2) で得られた合計額を合算する。

⇒  $780,096 \text{円} + 692,688 \text{円} = \boxed{1,472,784 \text{円}}$

<計算ツールを用いる場合>  
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)										
1. 対象手続き (事務手続き名)										
管理番号 :	98-6	98-9								
事務手続名 :	特定医療費の支給認定									
2. 計算対象とする年										
計算対象年	2016	(西暦日付: YYYY形式)								
3. 計算対象とする年金の種類										
年金の種類 (年金コード)	1350	1320	1370							
4. 情報照会結果の入力										
受給権失権年月日	国民年金				(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)					
	厚生年金				(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)					
	予備-1				(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)					
	予備-2				(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)					
年金基本額情報						月別支給額				
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2015	4月1日				0	0	0	0	0	0
	5月1日				0	0	0	0	0	0
	6月1日				0	0	0	0	0	0
	7月1日				0	0	0	0	0	0
	8月1日				0	0	0	0	0	0
	9月1日				0	0	0	0	0	0
	10月1日				0	0	0	0	0	0
	11月1日	780,100	585,100	107,592	65,008	48,758	8,966	0	122,732	
	12月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732	
	2016	1月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732
		2月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732
		3月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732
4月1日		780,100	585,100	107,592	65,008	48,758	8,966	0	122,732	
5月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
6月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
7月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
8月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
9月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
10月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
11月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
12月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732	
5. 年間支給額の算出										
国民年金										
2016 1月~12月	780,096	(受給権失権情報)	無							
(※	780,096	- (受給権失権情報)		0	=	<b>780,096</b> )				
厚生年金										
2016 1月~12月	585,096	(受給権失権情報)	無							
(※	585,096	- (受給権失権情報)		0	=	<b>585,096</b> )				
予備-1										
2016 1月~12月	107,592	(受給権失権情報)	無							
(※	107,592	- (受給権失権情報)		0	=	<b>107,592</b> )				
予備-2										
2016 1月~12月	0	(受給権失権情報)	無							
(※	0	- (受給権失権情報)		0	=	<b>0</b> )				
【算定金額】		<b>1,472,784円</b>								

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する(例3では2016)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示される。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力する(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行う。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出される(例3では失権はなし)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力する。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとする。

⇒ 例3では、年金支給額情報(国民年金)の列において、2015年11月1日に「780,100」、2016年4月1日に「780,100」と入力し、年金支給額情報(厚生年金)の列において、2015年11月1日に「585,100」、2016年4月1日に「585,100」と入力し、年金支給額情報(予備-1)の列において、2015年11月1日に「107,592」、2016年4月1日に「107,592」と入力する)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力される。(例3の算定金額は1,472,784円と出力される)

【年金受給状況の例4】 確認対象期間中に受給権失権年月日があるケース

- ・ 2009年5月から障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金支給開始
- ・ 2017年8月に障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金ともに受給権を失権
- ・ 2018年8月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2017年1月1日～2017年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2016年4月1日～2017年12月31日となる。

(情報照会結果の画面のイメージ：日本年金機構への照会結果)

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類(☑年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2009-04-05
受給権失権年月日	2017-08-31
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2009-04-05
受給権失権年月日	C 2017-08-31
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	B 779300
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	112800
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	A 780100
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	113000



<手計算で行う場合>

(手順1) 上図のようにA【2016年4月～2017年3月】、B【2017年4月～2017年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間

⇒ (国民年金) 780,100円/年/12か月×3か月・・・a

(厚生年金) 113,000円/年/12か月×3か月・・・b

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(例:  $780100 \div 12 = 65008.3333 \dots \doteq 65008$ )

・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、Cの受給権失権年月日が2017年8月31日であるため、【2017年4月～2017年8月】の5か月間となる

⇒ (国民年金) 779,300円/年/12か月×5か月・・・c

(厚生年金) 112,800円/年/12か月×5か月・・・d

(手順3)  $a + b + c + d =$  594,977円

<計算ツールを用いる場合>  
(計算ツール画面のイメージ)

**年金受給額算定結果 (年間)**

1. 対象手続き (事務手続名)  
 管理番号 : 98-6  
 事務手続名 : 特定医療費の支給認定

2. 計算対象とする年  
 計算対象年 : 2017 (西暦日付: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類  
 年金の種類 (年金コード) : 1350

4. 情報照会結果の入力  
 国民年金 : 2017/08/31 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 厚生年金 : 2017/08/31 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 受給権失権年月日 : 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 予備-2 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2016	4月 1日	780,100	113,000		65,008	9,416	0	0	74,424	
	5月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	6月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	7月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	8月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	9月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	10月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	11月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	12月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424	
	2017	1月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
		2月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
		3月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
4月 1日		779,300	112,800		64,941	9,400	0	0	74,341	
5月 1日					64,941	9,400	0	0	74,341	
6月 1日					64,941	9,400	0	0	74,341	
7月 1日					64,941	9,400	0	0	74,341	
8月 1日					64,941	9,400	0	0	74,341	
9月 1日					0	0	0	0	0	
10月 1日					0	0	0	0	0	
11月 1日					0	0	0	0	0	
12月 1日					0	0	0	0	0	

5. 年間支給額の算出

国民年金  
 2017 1月~12月 779,493 (受給権失権情報) 有 (以下の金額(太字)は、左記の算出額から失権した翌月以降の支給額を除いています)  
 (※ 779,493 - (受給権失権情報) **259,764** = **519,729**)

厚生年金  
 2017 1月~12月 112,848 (受給権失権情報) 有 (以下の金額(太字)は、左記の算出額から失権した翌月以降の支給額を除いています)  
 (※ 112,848 - (受給権失権情報) **37,600** = **75,248**)

予備-1  
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-2  
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 **594,977円**

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する(例4では2017)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示される。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力する(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行う。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出される(例4では国民年金、厚生年金ともに2017/08/31)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力する。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとする。

⇒ 例4では、年金支給額情報(国民年金)の列において、2016年4月1日に「780,100」、2017年4月1日に「779,300」と入力し、年金支給額情報(厚生年金)の列において、2016年4月1日に「113,000」、2017年4月1日に「112,800」と入力する)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力される。(例4の算定金額は594,977円と出力される)

【年金受給状況の例5】4月1日以外に年金基本額情報があるケース

- ・2016年2月から障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金及び障害共済年金支給開始
- ・2017年7月以降、障害厚生年金及び障害共済年金が支給停止
- ・2018年8月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・確認対象期間は2017年1月1日～2017年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2016年4月1日～2017年12月31日となる。

（情報照会結果の画面のイメージ：日本年金機構への照会結果）

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類☑年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2016-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	B 779300
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	A 780100
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	0

<手計算で行う場合>

（手順1-1）上図のようにA【2016年4月～2017年3月】、B【2017年4月～2017年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2-1) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間

⇒ (国民年金) 780,100円/年 ÷ 12か月 × 3か月・・・a

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(例：780100 ÷ 12 = 65008.3333... ≒ 65008)

- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年12月】の9か月間

⇒ (国民年金) 779,300円/年 ÷ 12か月 × 9か月・・・b

(手順3-1) a+b=779,493円

(情報照会結果の画面のイメージ：国家公務員共済組合連合会への照会結果)

新法障害厚生年金情報	
年金の種類 (年金コード)	1320
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2016-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-07-01
配偶者加給年金額情報	C 0
年金支給停止額情報	321000
基本年金額情報	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
配偶者加給年金額情報	B 0
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	321000
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
配偶者加給年金額情報	A 0
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	327500
新法障害共済年金情報	
年金の種類 (年金コード)	1370
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	職域加算部分の経過措置
受給権発生年月日	2016-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-07-01
年金支給停止額情報	F 52100
基本年金額情報	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報	E 0
基本年金額情報	52100
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報	D 0
基本年金額情報	53200

(手順1-2) 上図のようにA・D【2016年4月～2017年3月】、B・E【2017年4月～2017年6月】C・F【2017年7月～2017年12月】の6セットの「年金支給額情報」が表示される。

(手順2-2) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

・ Aの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間

⇒ (障害厚生年金) 327,500円/年/12か月×3か月・・・a

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(例:  $327500 \div 12 = 27291.6666 \dots \div 27291$ )

・ Bの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年6月】の3か月間

⇒ (障害厚生年金) 321,000円/年/12か月×3か月・・・b

・ Cの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年7月～2017年12月】の6か月間であるが、支給停止により年金基本額が0であるため、算定しない(Fの年金基本額も同様)。

・ Dの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間

⇒ (障害共済年金) 53,200円/年/12か月×3か月・・・d

・ Eの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年6月】の3か月間

⇒ (障害共済年金) 52,100円/年/12か月×3か月・・・e

(手順3-2)  $a+b+d+e=188,445$ 円

(手順4) (手順3-1) 及び (手順3-2) で得られた合計額を合算する。

⇒  $779,493$ 円 +  $188,445$ 円 =  $967,938$ 円

<計算ツールを用いる場合>  
(計算ツール画面のイメージ)

**年金受給額算定結果 (年間)**

1. 対象手続き (事務手続名)  
 管理番号 : 98-6 98-9  
 事務手続名 : 特定医療費の支給認定

2. 計算対象とする年  
 計算対象年 2017 (西暦日付: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類  
 年金の種類 (年金コード) 1350 1320 1370

4. 情報照会結果の入力  
 受給権失権年月日 国民年金 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 厚生年金 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)  
 予備-2 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2016	4月 1日	780,100	327,500	53,200	65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	5月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	6月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	7月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	8月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	9月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	10月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	11月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	12月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	2017	1月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732
		2月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732
		3月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732
4月 1日		779,300	321,000	52,100	64,941	26,750	4,341	0	96,032	
5月 1日					64,941	26,750	4,341	0	96,032	
6月 1日					64,941	26,750	4,341	0	96,032	
7月 1日			0	0	64,941	0	0	0	64,941	
8月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
9月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
10月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
11月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
12月 1日					64,941	0	0	0	64,941	

5. 年間支給額の算出

国民年金  
 2017 1月~12月 779,493 (受給権失権情報) 無  
 (※ 779,493 - (受給権失権情報) 0 = 779,493)

厚生年金  
 2017 1月~12月 162,123 (受給権失権情報) 無  
 (※ 162,123 - (受給権失権情報) 0 = 162,123)

予備-1  
 2017 1月~12月 26,322 (受給権失権情報) 無  
 (※ 26,322 - (受給権失権情報) 0 = 26,322)

予備-2  
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無  
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 **967,938円**



(手順1) 「1. 対象手続き (事務手続名)」を入力 (任意) の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する (例5では2017)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年 (西暦) が表示される。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力する (任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行う。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出される (例5では失権はなし)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力する。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとする。

⇒ 例5では、年金支給額情報 (国民年金) の列において、2016年4月1日に「780,100」、2017年4月1日に「779,300」と入力し、年金支給額情報 (厚生年金) の列において、2016年4月1日に「327,500」、2017年4月1日に「321,000」、2017年7月1日に「0」と入力し、年金支給額情報 (予備 - 1) の列において、2016年4月1日に「53,200」、2017年4月1日に「52,100」、2017年7月1日に「0」と入力する)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力される。(例5の算定金額は967,938円と出力される)

#### 4. 国民年金・厚生年金保険年金証書と情報照会結果の対応表について

機構から情報提供を行う各種データ項目において、現在機構から年金受給者等へ送付している年金証書等と同等の内容の一部分を、照会結果から確認することが可能である。

自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費の算定に当たって、対象者の年金受給額の情報照会を行う場合に、従来添付書類として使用していた年金証書における年金受給額と同様の内容を確認したい場合は、以下の対応表を参照いただきたい。

#### 〈年金証書〉

#### 〈情報照会結果のイメージ〉

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2018-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2018-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-05-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300

	年金証書の項目	データ項目	説明
障害厚生年金			
①	支払開始年月	受給権発生年月日	支払開始年月に記載された月分から年金が支払われます。支払開始年月は受給権発生日の属する月の翌月となります。
②	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。
③	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に加給金等の加算を加え、支給停止額を差し引いた厚生年金の年金額を表示します。
国民年金（障害基礎年金）			
④	支払開始年月	受給権発生年月日	支払開始年月に記載された月分から年金が支払われます。支払開始年月は受給権発生日の属する月の翌月となります。
⑤	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。 データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）と年金支給停止額情報（付加年金）の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
⑥	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた国民年金（基礎年金）の金額を表示します。 データ項目に年金支給額情報（国民年金）と年金支給額情報（付加年金）の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
障害基礎年金の障害状況			
⑦	障害の等級	障害等級コード 障害年金決定原因コード	障害等級コードから各年金法に定める障害年金の「等級」、障害年金決定原因コードから障害の状態である「号」を表示します。

※ 年金証書には、受給権発生時点の情報を記載しています。したがって、受給権発生後に年金額が改定された場合は、情報照会時の照会結果と年金証書の内容が異なることとなります。

以上